

第1256号

AFN-1256

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H31. 2/25 (月)

『31年度税制改正大綱(7) 大企業枠拡大で優遇範囲縮小』

中小企業への支援策としては、事業継続力強化設備投資促進税制の創設も挙げられる。防災・減災設備への投資に対し、取得価額の20%の特別償却ができることとなった。中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等のうち取得価額が一定の額以上で、事業の用に供したものが対象となる。

中小法人等の年所得800万円以下の部分に対する法人税の軽減税率15%の適用期限は2年延長され、2021年3月31日までに開始する事業年度までとなった。

一方、法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲が拡大され、優遇税制を受けられる「中小企業者」の範囲が縮小することとなった。みなし大企業の判定において、大規模法人に、1) 大法人の100%子法人、2) 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人、が加えられるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資から、その有する自己の株式又は出資が除外される。地域未来投資促進税制については、前事業年度の付加価値額が前々事業年度より8%以上増加している場合、機械装置・器具備品における特別償却率が50%に、税額控除率が5%に引き上げられるほか、適用投資額は上限80億円とされる。



『解体撤去費補助の課税関係は 事前照会に国税局が文書回答』



広島国税局は、30年7月豪雨により被災した個人が市から家屋等の解体撤去費用の補助を受けた場合の課税関係に関する事前照会に対して文書で回答した。

A市は半壊以上の被害を受けた被災建築物・工作物等および被災民有地内に流入した災害等廃棄物を、公費で解体・撤去・処分する制度を設けた。被災建造物または被災民有地の所有者が市に建造物等の撤去等を申請する場合と、市が撤去する前に撤去等を自ら実施した者が、その費用の償還を申請する場合がある。公費解体の申請者、または自費解体の申請者である個人が受ける経済的利益の所得税の課税関係について照会した。具体的には(1) 公費解体＝市から受ける経済的利益は「資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」に類するものとして非課税(2) 自費解体＝[a]同見舞金に類するものとして非課税[b]償還金は、申請者が立て替え払いした費用を償還するものだから課税関係は生じない。ただし、雑損控除の適用を受ける場合は、支出した費用のうち、償還金相当額を控除した金額が災害関連支出に該当。撤去等が個人の事業に関するものである場合も、償還金に相当する金額を控除した金額が必要経費に算入される。国税局は貴見の通りで差し支えないと回答した。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com